

津島市健康福祉部指定管理者選定委員会結果の概要

1 対象施設

中央児童館

津島市橘町5丁目18番地

2 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 経過

第1回指定管理者選定委員会 業務内容説明 審査項目承認	令和2年8月11日
施設公募開始	令和2年8月17日
公募説明会	令和2年8月21日
公募要項に関する質問受付	令和2年8月24日～8月28日
質問に対する回答期限	令和2年9月4日
申請書の受付	令和2年9月4日～9月14日
第2回指定管理者選定委員会 申請団体へのヒアリング 書類審査、採点、候補者の選定、結果の承認	令和2年10月1日

4 津島市健康福祉部指定管理者選定委員会

委員長 学識経験を有する者

委員 学識経験を有する者 3人

施設利用者 1人

5 申請者数

2者

6 審査項目

募集要項において示した次の審査項目について審査を行い、合計評価点の最も高い者を指定管理者候補者の優先交渉権者とし、合計評価点が2番目に高い者を指定管理者候補者の次点の候補者とする。ただし、合計評価点が満点の60%に満たない

者は、交渉権を有しないものとする。

○利用者の平等な利用の確保	確保されない場合は失格
○施設の設置目的と施設の管理運営の考え方の整合性	5点
○効果的な施設の管理運営の実施	15点
○利用者サービスの向上	5点
○施設の利用促進・利便向上の手法・取組	5点
○地域住民との協働、団体・関係機関との協調・連携	5点
○申請者の取組姿勢等	10点
○施設の維持管理に係る経費	30点
○適切な業務体制・人員配置・人材育成、緊急時の体制・対応	15点
○申請者の実績、経営基盤の安定性	5点
○個人情報保護・情報公開、就業、給与、決裁、会計等の取扱いに関する方針	5点
	合計 100点

7 審査結果

(1) 優先交渉権者

株式会社日本保育サービス

代表者 代表取締役 西井 直人

住 所 名古屋市東区葵3丁目15番31号

(2) 次点交渉権者

B社

(3) 評価理由

津島市中央児童館の指定管理者候補者選定にあたっては、公募にて募集したところ株式会社日本保育サービス、B社の2団体の応募がありました。応募者から提出された書類について、事業計画、収支計画等を審査基準に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを実施しながら採点をした結果、2団体の評価結果は審査基準を上回り、そのうち評価点が高く、運營業務を行ううえでの考え方、収支予算書が適正であること、利用者に対するサービス等において全般的に中央児童館を継続的に安定した経営が期待できること、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることが期待できることを評価し、株式会社日本保育サービスを指定管理者候補者の優先交渉権者とする。

8 評価項目・評価結果

評価項目	配点	候補者 (日本保育サービス)	次点 (B社)
利用者の平等な利用の確保	確保されない場合は失格	全員適格の評価	4人適格、1人非適格の評価
施設の設置目的と施設の管理運営の考え方の整合性	5	4	3.4
効果的な施設の管理運営の実施	15	11	10.4
利用者サービスの向上	5	4	2.8
施設の利用促進・利便向上の手法・取組	5	3.6	3
地域住民との協働、団体・関係機関との協調・連携	5	3.8	2.8
申請者の取組姿勢等	10	8.4	5.2
施設の維持管理に係る経費	30	20	16.4
適切な業務体制・人員配置・人材育成、緊急時の体制・対応	15	11	8.6
申請者の実績、経営基盤の安定性	5	4.4	4
個人情報保護・情報公開、就業、給与、決裁、会計等の取扱いに関する方針	5	4.4	4.2
合計	100	74.6	60.8

※候補者の得点は、委員5人の平均点であり、100点満点とする。